審査の申出の流れ

審査申出人

申出書の提出

固定資産評価審査審査委員会

形式審査
・提出期限内に提出されているか
・審査申出人の資格があるか

不適法なもの

却下

適法なもの

実質審査

①書面審査

審査申出人、藤沢市長(処分庁)双方から提出された書面により、双方の主張、論点、事実関係を明らかにするものです。
申出書(審査申出人)→弁明書(処分庁)→必要に応じて反論書(審査申出人)→必要に応じて弁明書(処分庁)
※必要に応じて口頭審理をする場合もあります。

①-1申出書の送付

①-2弁明書の提出

①-3弁明書の送付

①-4反論書の提出

※反論書は弁明書に対して主張がある場合に行います。反論書を提出する場合、再度処分庁から弁明書の提出がなされる場合があります。

②その他審査

口頭意見陳述（希望がある場合）
審査申出人及び藤沢市長(処分庁)双方が口頭で意見を述べる場です。審査申出人の希望により委員会が実施の有無を判断します。

実地調査
現地の状況を確認するして行うものです。

審理の終結

審査の決定

通知

不服がある場合

取消訴訟の提起
決定があったことを知った日から６か月以内

却下　棄却　全部又は一部認容

通知

認容がある場合

価格の修正
委員の通知を受けた日から１０日以内

藤沢市長（処分庁（資産税課））